

令和元年度

# 奈良県国民健康保険運営協議会 資料

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 1 奈良県における国保県単位化の取組             | ・・・P1   |
| 2 国保運営方針の見直し(令和3年度以降適用)における課題  | ・・・P2   |
| 3 令和2年度の国民健康保険事業費納付金の算定結果      | ・・・P3～4 |
| 4 令和2年度奈良県国民健康保険事業費特別会計歳入歳出予算  | ・・・P5～6 |
| 5 平成30年度奈良県国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算 | ・・・P7   |

令和2年3月25日

奈良県

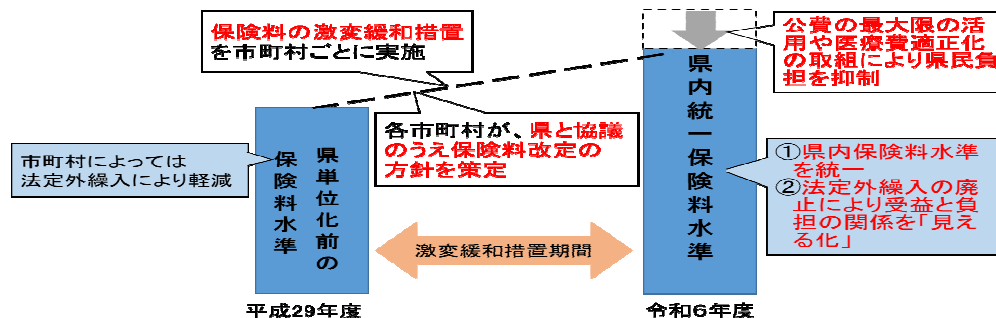
# 1 奈良県における国保県単位化の取組

## 1. これまでの経緯

- 国では、社会保障制度改革の一環として、国民健康保険法を改正（H27年5月）。都道府県が国保財政運営の責任主体となるなど、「国保の都道府県単位化」が全都道府県でH30年4月からスタート
- 本県では、国の動きに先駆けて、H24年から県・市町村とともに国保改革の検討をスタート。市町村長会議等を通じ、県内市町村と丁寧に協議を重ね、H29年秋に合意（合意に基づき、「奈良県国保運営方針」を策定）

## 2. 本県取組の主な特徴

- 「同じ世帯・所得水準であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一（R6年度完成）
  - ・各市町村で計画的・段階的に保険料改定を行えるよう、市町村ごとに県と市町村が協議の上「保険料方針」を策定
  - ・R6年度統一保険料水準は、県民負担抑制の観点から、医療費適正化計画の抑制的な伸び率と整合的に設定
  - ・国公費等を保険料抑制に最大限活用（H30～R5年度の市町村ごとの激変緩和措置など）等
- 保険料軽減目的の法定外繰入等の解消 → 受益（医療費）と負担（保険料）を見える化
- 市町村から県への納付金の算定に用いる収納率（標準的な収納率）は、運用当初は、大幅な収納不足とならないよう市町村ごとの現年分の実績収納率をもとに設定（ただし、中間見直し年度（R3年度）に見直し）
- 国保連合会内に国保事務支援センターを設置
  - ・同センターを中心に、国保事務の共同化・県域での医療費適正化の取組を、県・市町村等と連携して推進



## 3. 運用当初からの継続課題

- 納付金算定に用いる収納率の取扱い
- 後年度に先送りされた保険料（税）（滞納繰越分）の取扱い
- 各市町村が独自に実施する保険料（税）・一部負担金の減免の取扱い

## 2 国保運営方針の見直し(令和3年度以降適用)における課題

※県単位化後の国民健康保険事業の運営に関する方針を定めた「奈良県国民健康保険運営方針(H29年11月策定)」において、「本運営方針は、平成30年4月1日から適用し、**3年ごとに必要な見直しを行う**」こととしている。

### 課題1 納付金算定に用いる収納率(標準的な収納率)の取扱い

現 状	課 題
市町村ごとに、現年収納率の3カ年実績平均(H26～H28)に基づき設定	<p>○現年収納率の高い市町村ほど、県への納付金額が多く割り当てられ、また滞納繰越分(市町村に留保)は少なくなる傾向となり、<b>市町村間の公平性が低い</b>。</p> <p>○現行算定方法では後年度に先送りされた現年未収納分を考慮しておらず、結果として全被保険者の医療費等支出を現年に収納された被保険者の保険料のみで賄う状況となっており、<b>被保険者にとって過大な負担</b>を招いている。</p>

【参考】現年分と滞納繰越分の収納率(H30)

<現年分>

上位5市町村

下北山村	99.9%
十津川村	99.4%
明日香村	99.1%
川西町	99.1%
王寺町	99.0%

下位5市町村

大和郡山市	93.0%
奈良市	92.7%
香芝市	92.6%
御所市	92.3%
大和高田市	92.0%

<滞納繰越分>

上位5市町村

三宅町	49.0%
山添村	29.5%
桜井市	28.8%
王寺町	28.6%
香芝市	26.6%

下位5市町村

奈良市	12.8%
曽爾村	11.2%
天川村	11.2%
上北山村	10.7%
生駒市	10.3%

### 課題2 保険料及び一部負担金の減免の取扱い

現 状	課 題
各市町村が条例等で独自に減免基準を設定(市町村間で幅あり)	○保険料水準が統一しても、減免基準が市町村によって異なるままでは、 <b>実質的な保険料負担の公平化とはいえない</b> 。

【参考】市町村ごとの保険料減免の状況(H30)

市町村	減免事由	災害	所得減			(法第59条)	旧被扶養者	生活扶助対象者	心身障害(当該年度の市民税が課税に限り)	65歳以上の被保険者を有する世帯(市町村税の所得割非課税に限り)	65歳以上のみの世帯(市町村税の所得割非課税に限り)	65歳以上のみの世帯	母子家庭(当該年度の市民税が課税に限り)	ひとり親家庭医療費助成を受ける世帯(市町村税の所得割非課税に限り)	ひとり親家庭医療費助成を受ける世帯(市町村税の所得割非課税に限り)	精神障害・感染症で措置入院している世帯(市町村税の所得割非課税に限り)	原子爆弾被爆者のいる世帯(市町村税の所得割非課税に限り)	児童福祉法に規定している児童のいる世帯	児童福祉法に規定している児童のいる世帯	居住用施設の購入(公共事業目的で居住用資産を譲渡した際の譲渡所得を購入に充てた場合)	1項第2号に該当(障害者、未成年者、寡婦)	地方税法第295条第5号	その他特別事情
			長期疾病・負傷	失業	天災による収入減																		
実施市町村数		39	21	25	1	22	28	17	5	2	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	20



上記課題を踏まえ、令和3年4月から適用する国保運営方針の見直しに向け、市町村と意見交換を実施  
令和2年秋頃に、見直し(案)を国保運営協議会に諮問予定

### 3 令和2年度の国民健康保険事業費納付金の算定結果

#### <算定結果の概要>

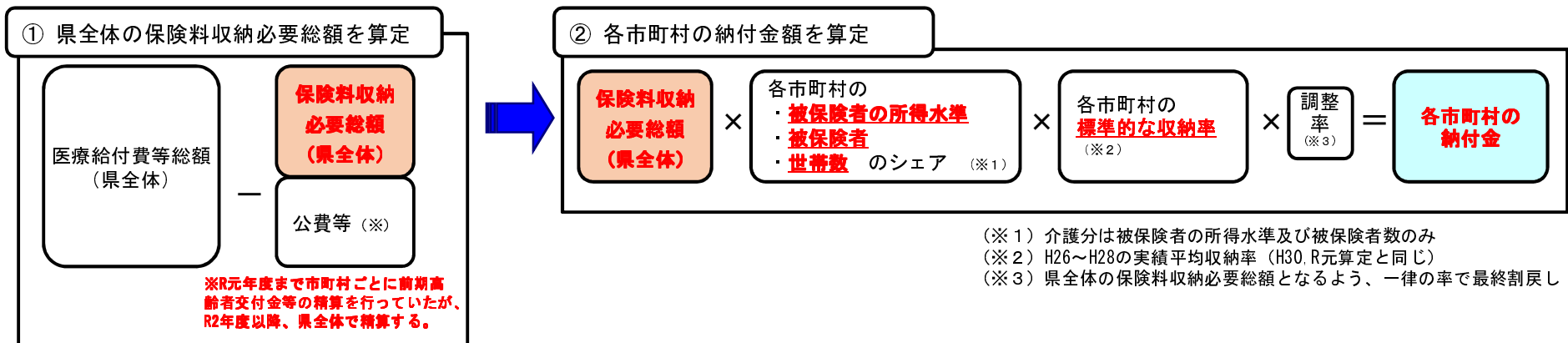
- 納付金総額：約**315億円**  
(前年度との差 △約3.0億円 (△0.93%) )
- 被保険者1人当たりの納付金額：**107,184円**  
(前年度との差 +2,471円 (+2.36%) )
- 市町村ごとの納付金額：**増加18市町村、減少21市町村**。 ※精算を県一括にした影響を含む
- 激変緩和措置額：**約9.7億円** (32市町村が対象)  
※ 財源となる国の拡充公費見込額：約9.8億円

#### 【参考①】算定の基礎となる数値

※ ( ) 内は前年度との差、増減率

被保険者数 : 293,870人 (△9,759人、△3.21%)  
 世帯数 : 172,890世帯 (△4,058世帯、△2.29%)  
 所得(医療分) : 約1,518億円 (△約25億円、△1.66%)  
 医療費 : 391,059円/人 (+14,161円/人、+3.76%)

#### 【参考②】納付金の算定式 (概要)



## 令和2年度 市町村別国民健康保険事業費納付金額

	令和2年度 納付金額 (千円)	対前年度 増減率	1人当たり 納付金額 (円)	対前年度 増減率
県計	31,498,200	-0.93%	107,184	2.36%
奈良市	8,096,208	-2.25%	109,791	1.36%
大和高田市	1,457,395	-0.94%	95,473	1.07%
大和郡山市	1,962,789	-3.30%	104,387	1.14%
天理市	1,420,312	2.04%	99,734	6.01%
橿原市	2,655,012	-0.09%	101,178	3.14%
桜井市	1,386,780	3.89%	101,321	2.99%
五條市	866,033	-3.15%	104,128	1.15%
御所市	631,326	-2.68%	95,917	0.94%
生駒市	2,779,574	-2.72%	126,396	1.40%
香芝市	1,575,134	-2.02%	109,316	1.29%
葛城市	806,017	-1.35%	94,492	4.50%
宇陀市	851,144	5.50%	103,937	6.21%
山添村	94,732	5.37%	99,300	2.94%
平群町	538,279	-4.12%	123,430	1.47%
三郷町	519,195	3.50%	110,069	3.17%
斑鳩町	620,590	-4.37%	110,899	0.50%
安堵町	193,279	21.42%	98,864	24.52%
川西町	206,296	-4.85%	102,635	2.77%
三宅町	152,275	-6.84%	98,816	3.50%
田原本町	758,952	-2.24%	105,630	1.30%

	令和2年度 納付金額 (千円)	対前年度 増減率	1人当たり 納付金額 (円)	対前年度 増減率
県計	31,498,200	-0.93%	107,184	2.36%
曽爾村	44,232	3.35%	108,411	4.11%
御杖村	39,170	4.04%	88,620	5.22%
高取町	175,928	6.39%	102,522	7.82%
明日香村	179,107	-0.33%	115,256	0.70%
上牧町	520,492	-3.13%	100,812	-1.46%
王寺町	524,493	-3.73%	114,970	2.33%
広陵町	864,215	1.33%	119,235	1.14%
河合町	455,863	-5.67%	113,033	-0.62%
吉野町	231,586	20.01%	110,489	25.91%
大淀町	435,202	10.59%	107,537	11.55%
下市町	143,951	-1.82%	101,018	2.52%
黒滝村	22,130	-3.41%	113,488	0.55%
天川村	59,576	3.01%	126,488	5.42%
野迫川村	8,040	6.63%	99,256	2.68%
十津川村	95,621	1.99%	109,657	3.39%
下北山村	21,358	1.56%	96,643	7.53%
上北山村	13,274	-7.95%	118,517	2.74%
川上村	39,047	4.70%	102,755	1.67%
東吉野村	53,593	18.25%	101,502	11.08%

増加 18 市町村  
減少 21 市町村

(注)

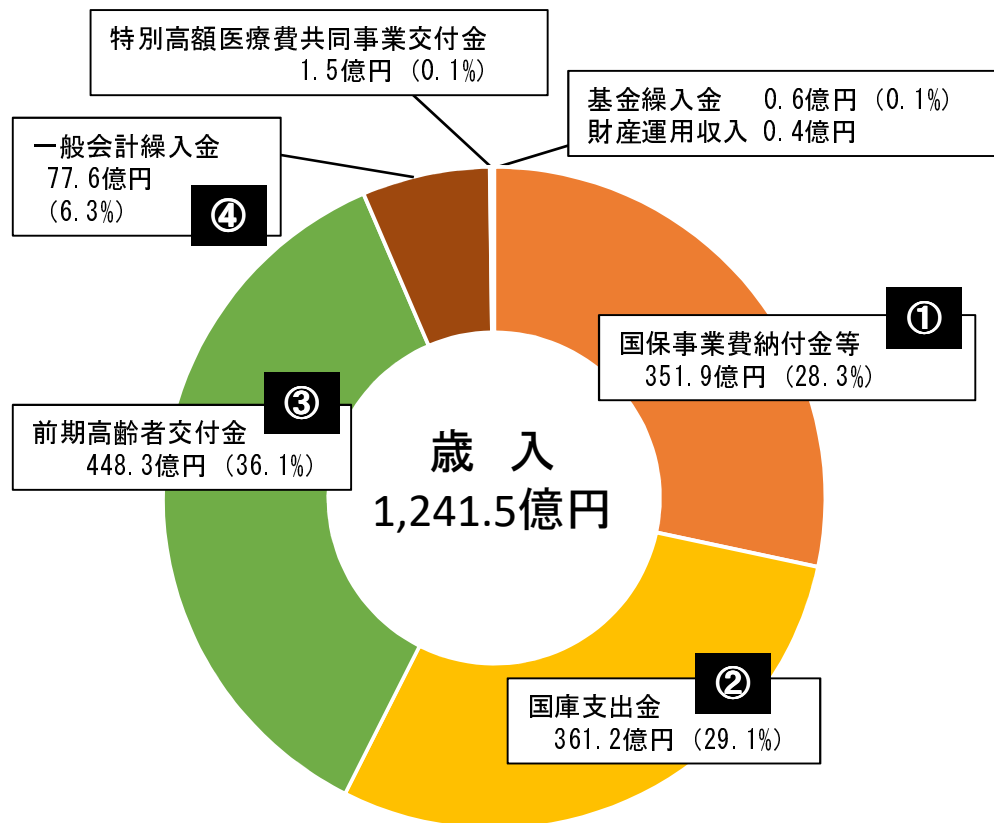
- ①県全体では、被保険者数が減少しているため、納付金総額は減少。
- ②一部市町村で納付金額が前年度に比べ著しく増加している主な要因は、前期高齢者交付金等の精算方法の見直し（市町村ごとの精算→県全体での精算）による。
- ③1人あたり納付金額は、「各市町村の納付金額／被保険者数（納付金算定時の見込）」で算出した金額であり、被保険者が実際に支払うべき保険料（税）額ではない。

## 4 令和2年度奈良県国民健康保険事業費特別会計歳入歳出予算

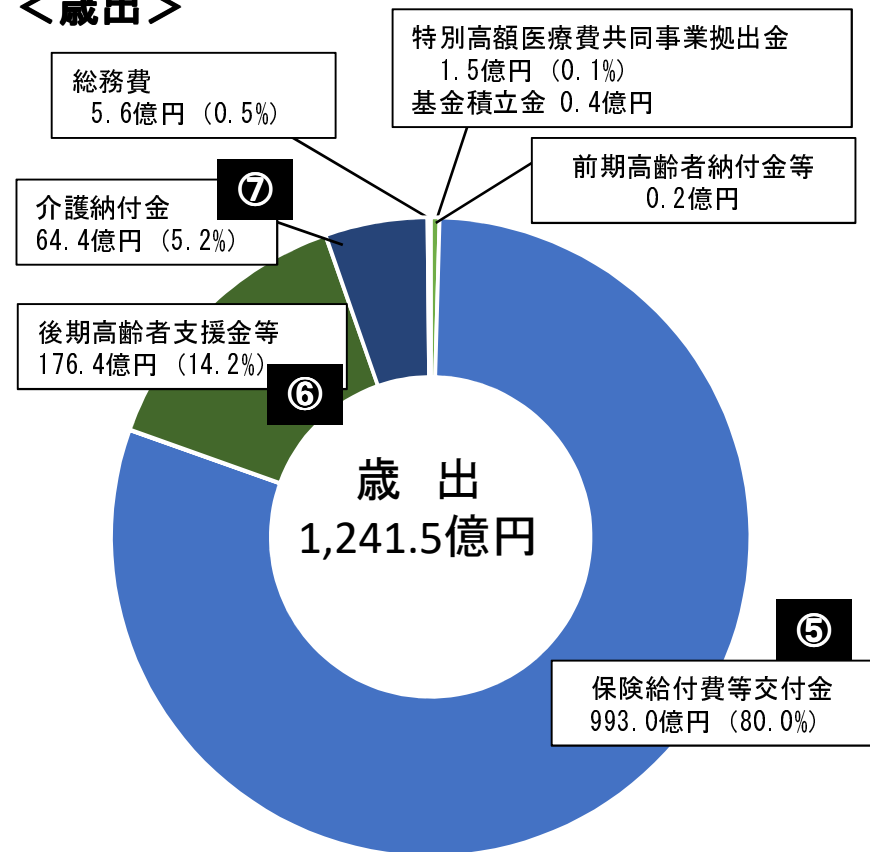
### <歳入・歳出予算の概要>

- 予算総額  
1,241.5億円（一人あたり医療費の増加等に伴い対前年度+3.9億円（+0.3%））
- 歳入予算の主な内訳  
前期高齢者交付金 448.3億円（歳入予算全体の36.1%）、国保事業費納付金等 351.9億円（同28.3%）、国庫支出金 361.2億円（同29.1%）
- 歳出予算の主な内訳  
保険給付費等交付金 993.0億円（歳出予算全体の80.0%）、後期高齢者支援金等 176.4億円（同14.2%）

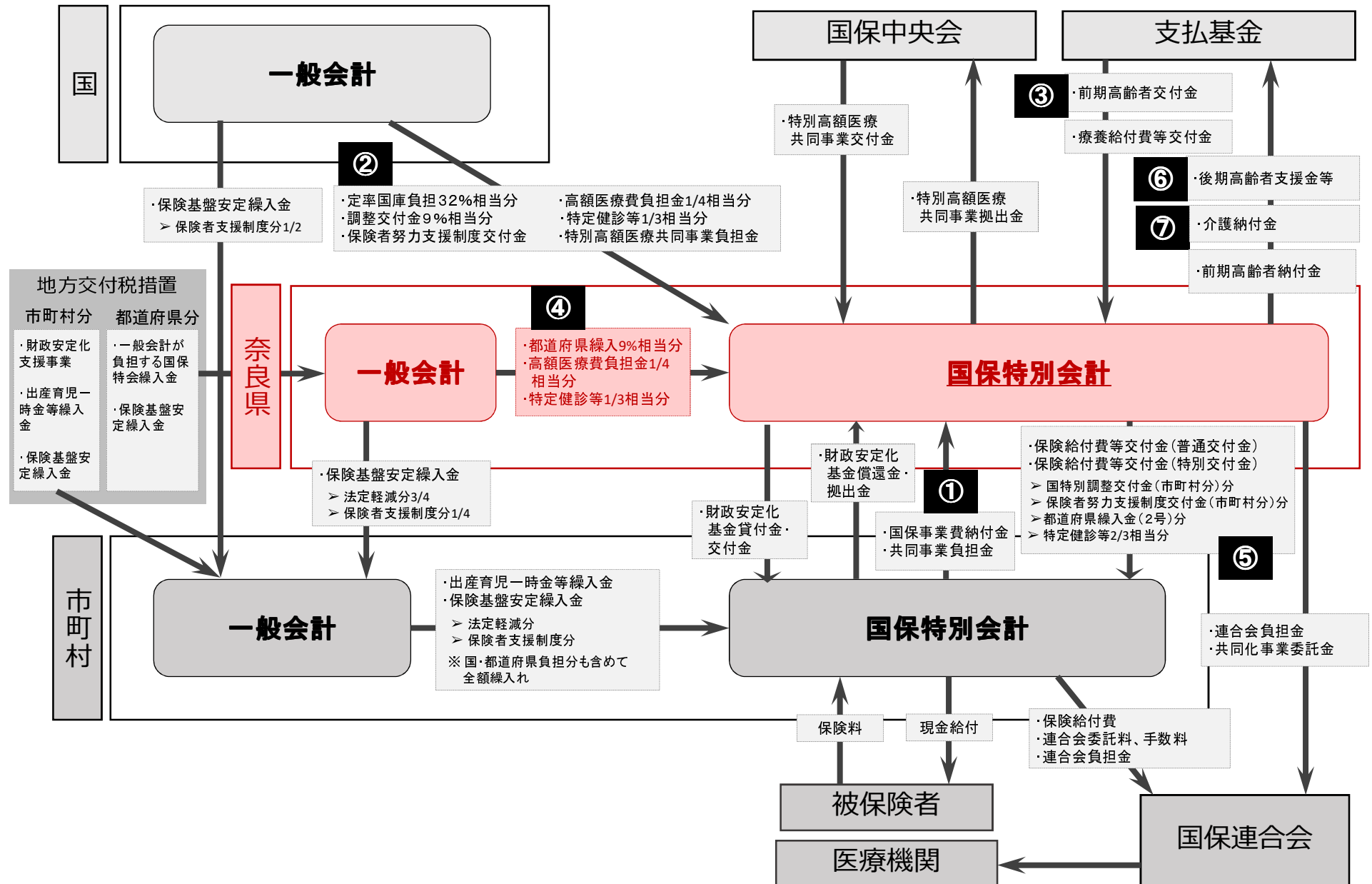
### <歳入>



### <歳出>



# 国民健康保険財政の仕組み



# 5 平成30年度奈良県国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算

## <決算の概要>

- 収支差 **26.7億円の黒字**（ただし、うち15.5億円は令和元年度に国庫返還）
- 決算剰余金 **11.2億円**（歳入歳出予算額の0.89%） ⇒ **奈良県国民健康保険財政調整基金へ積立て**
- 収支差の要因別内訳
  - ・【歳入】療養給付費負担金の増 約10.0億円 ・その他 約 5.8億円
  - ・【歳入】前期高齢者交付金の増 約 3.2億円
  - ・【歳出】介護納付金の減 約 7.7億円

### 【歳入】

項目	① 予算額 (千円)	② 決算額 (千円)	差引 (②-①) (千円)
<b>国民健康保険事業費納付金等</b>	<b>37,050,538</b>	<b>36,952,973</b>	<b>▲ 97,565</b>
<b>国庫負担金</b>	<b>24,880,908</b>	<b>25,859,795</b>	<b>978,889</b>
療養給付費等負担金	23,728,259	24,723,377	995,118
高額医療費負担金	910,000	912,065	2,065
特別高額医療共同事業負担金	70,647	71,152	505
特定健診等負担金	172,000	153,201	▲ 18,799
<b>国庫補助金</b>	<b>11,459,207</b>	<b>11,547,077</b>	<b>87,870</b>
国民健康保険調整交付金	10,346,189	10,593,208	247,019
保険者努力支援制度交付金	771,646	612,497	▲ 159,149
財政安定化基金補助金	341,372	341,372	0
<b>一般会計繰入金</b>	<b>7,771,000</b>	<b>7,972,067</b>	<b>201,067</b>
特定健康診査等負担金事業繰入金	172,000	153,201	▲ 18,799
特別会計繰入金	6,674,000	6,891,974	217,974
高額医療費負担事業繰入金	910,000	912,065	2,065
一般管理費等繰入金	15,000	14,827	▲ 173
<b>基金繰入金</b>	<b>285,838</b>	<b>285,838</b>	<b>0</b>
<b>財産運用収入</b>	<b>30,805</b>	<b>2,910</b>	<b>▲ 27,895</b>
<b>雑収入</b>	<b>44,713,278</b>	<b>45,084,338</b>	<b>371,060</b>
前期高齢者交付金	44,160,190	44,476,706	316,516
療養給付費等交付金	423,458	498,764	75,306
特別高額医療費共同事業交付金	129,630	108,868	▲ 20,762
<b>合計</b>	<b>126,191,372</b>	<b>127,704,998</b>	<b>1,513,626</b>

### 【歳出】

項目	① 予算額 (千円)	② 決算額 (千円)	差引 (②-①) (千円)
<b>総務費</b>	<b>534,087</b>	<b>299,885</b>	<b>▲ 234,202</b>
<b>保険給付費等交付金</b>	<b>99,788,864</b>	<b>99,759,130</b>	<b>▲ 29,734</b>
<b>後期高齢者支援金等</b>	<b>18,098,487</b>	<b>18,002,911</b>	<b>▲ 95,576</b>
<b>前期高齢者納付金等</b>	<b>75,839</b>	<b>75,830</b>	<b>▲ 9</b>
<b>介護納付金</b>	<b>7,194,380</b>	<b>6,422,591</b>	<b>▲ 771,789</b>
<b>特別高額医療費共同事業拠出金</b>	<b>129,758</b>	<b>126,955</b>	<b>▲ 2,803</b>
<b>基金積立金</b>	<b>371,977</b>	<b>344,282</b>	<b>▲ 27,695</b>
<b>合計</b>	<b>126,191,372</b>	<b>125,031,584</b>	<b>▲ 1,159,788</b>

<b>収支差引(A)</b> (歳入-歳出)	<b>2,673,414</b>	<b>千円</b>
令和元年度国庫返還金(B) (療養給付費等負担金返還金)	<b>1,554,670</b>	<b>千円</b>
<b>決算剰余金(A-B)</b>	<b>1,118,744</b>	<b>千円</b>